

# 平成22年度 鶴ヶ島市環境基本計画取組実績

## ～計画目標値達成実績～

### 基本目標・1 「水と緑に育まれた生命みちあふれるまちをつくる」

#### (1) 緑地率 <都市計画課>

この目標数値は、「つるがしま緑のまちづくり計画」に基づくもので、都市公園及び法律や条例によって継続的な保全措置が取られている緑を「緑地」としています。緑地には、都市公園、その他の施設緑地（消費者農園・教育施設など）、農業振興地域の農用地、その他の地域制緑地（ふるさとの森・生産緑地など）があります。この「緑地」が市全域に占める割合を「緑地率」と定義しています。

確保目標数値 27.0%	平成14年4月現在	平成18年度	平成19年度
	25.3%	24.6%	24.6%
市民1人当たりの面積 71.0㎡	市民1人当たりの面積 66.5㎡	市民1人当たりの面積 62.5㎡	市民1人当たりの面積 62.4㎡
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	23.9%	24.2%	24.2%
	市民1人当たりの面積 60.7㎡	市民1人当たりの面積 61.5㎡	市民1人当たりの面積 62.2㎡

#### ～評価・課題～

都市公園や法適用、条例による指定等によって永続性や担保性の措置がとられている緑地は、平成22年度末現在で429.0haとなっており、緑地率は24.2%となっています。

今後、緑地の面積を維持拡大していくために都市公園及び樹林地の面積を増やしていくことが課題です。

(2) 樹林地面積 <都市計画課>

この目標数値は、「つるがしま緑のまちづくり計画」に基づくもので、樹林地を「市域における雑木林・屋敷林など」と定義しています。なお、数値は「ふるさとの森」、「ふるさとの緑の景観地」、「市民の森」制度など、緑を守る施策（表1参照）により指定された樹林地面積に基づくものです。

確保目標数値 26.3ha	平成14年4月現在	平成18年度	平成19年度
	13.2ha	25.4ha	25.3ha
市民1人当たりの面積 3.9㎡	市民1人当たりの面積	市民1人当たりの面積	市民1人当たりの面積
	2.0㎡	3.6㎡	3.6㎡
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	25.3ha	25.3ha	24.0ha
	市民1人当たりの面積	市民1人当たりの面積	市民1人当たりの面積
	3.6㎡	3.6㎡	3.5㎡

～評価・課題～

永続性や担保性の措置がとられている樹林地面積は、平成22年度末現在で24.0haとなっています。

現在は都市緑地法による市民緑地制度を活用した「市民の森」の指定によって、樹林地の確保を行っています。今後は法規制を受けていない民間の樹林地への法適用や宅地内緑化の促進が課題です。

表1 主な樹林地

ふるさとの森	ふるさとの緑の景観地	市民の森
稲荷神社ふるさとの森	高倉ふるさとの緑の景観地	第1号 太田ヶ谷市民の森 第2号 羽折稲荷神社市民の森 第3号 鶴ヶ丘市民の森 第4号 高德市民の森 第5号 五味ヶ谷市民の森 第6号 高倉うきうき市民の森 第7号 下新田市民の森 第8号 藤金市民の森
保安林		

(3) 都市公園面積 <都市計画課>

都市公園面積の整備目標数値は、「つるがしま緑のまちづくり計画」に基づくものです。

都市公園は、都市におけるオープンスペースの中心的存在であり、緑豊かで良好な環境の創出、スポーツをはじめとするレクリエーション活動の場、都市における防災機能など様々な機能を持った重要な役割を果たしています。

整備目標数値 40.9ha	平成14年4月現在	平成18年度	平成19年度
	17.6ha	26.8ha	26.8ha
市民1人当たりの面積 6.1㎡	市民1人当たりの面積 2.6㎡	市民1人当たりの面積 3.8㎡	市民1人当たりの面積 3.8㎡
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	26.8ha	26.8ha	28.2ha
	市民1人当たりの面積 3.8㎡	市民1人当たりの面積 3.8㎡	市民1人当たりの面積 4.1㎡

～評価・課題～

都市公園は、平成22年度末現在で61箇所、面積28.2ha、市民一人当たりの面積は4.1㎡となっています。

最近は開発に伴う帰属公園の開設が主です。今後は土地区画整理事業によって確保された公園予定地の早期整備を進めることが課題です。

## 基本目標・2 「地球とすべての生命をまもるまちをつくる」

(1) 国の環境基準等(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭)の100%達成

<生活環境課>

### ①大気汚染

大気中のダイオキシン類、二酸化窒素の濃度を測定しました。なお、二酸化窒素の測定については、自動計測器法による計測と簡易測定による計測を行いました。

～評価・課題～

測定の結果、環境基準を達成しています(表2-1、2、3参照)。  
引き続き、大気汚染状況について、監視を続けていきます。

表2-1 ダイオキシン類濃度調査結果

物質名	環境基準	調査地点	調査結果
ダイオキシン類	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup>	鶴ヶ島市役所	0.044 pg-TEQ/m <sup>3</sup>

※調査日：平成23年1月13日～20日

表2-2 自動計測器法による二酸化窒素濃度調査結果

物質名	環境基準	調査地点	調査結果
二酸化窒素	0.06ppm以下	鶴ヶ島市役所	夏季：0.017ppm ----- 冬季：0.016ppm

※調査日： 夏季：平成22年9月7日～8日  
冬季：平成22年12月8日～9日

表2-3 簡易測定（フィルターバッジ法）による二酸化窒素測定結果

調査地点	夏	冬	平均値
町屋	0.009ppm	0.007ppm	0.008ppm
上新田	0.012ppm	0.009ppm	0.011ppm
下新田会館入口	0.011ppm	0.009ppm	0.010ppm
高倉第二自治会館	0.013ppm	0.010ppm	0.012ppm
鶴ヶ島市役所	0.015ppm	0.013ppm	0.014ppm
脚折北部自治会館	0.015ppm	0.013ppm	0.014ppm
農業大学校	0.017ppm	0.019ppm	0.018ppm
藤金三区	0.013ppm	0.013ppm	0.013ppm
松ヶ丘	0.023ppm	0.028ppm	0.026ppm
鶴ヶ島第二小学校	0.012ppm	0.012ppm	0.012ppm
五味ヶ谷自治会館	0.013ppm	0.011ppm	0.012ppm
鶴ヶ島下新田郵便局	0.014ppm	0.011ppm	0.013ppm
下向児童公園	0.014ppm	0.011ppm	0.013ppm
富士見六丁目	0.019ppm	0.016ppm	0.018ppm
高德神社入口	0.017ppm	0.014ppm	0.016ppm
平均値	0.014ppm	0.013ppm	0.014ppm

※調査日：夏季 平成22年9月6日～9日  
冬季 平成22年12月7日～10日

## ②水質汚濁

飯盛川・大谷川7地点で水質汚濁調査を実施しました。

市内を流れる飯盛川・大谷川については、河川法で規定する河川ではないため、環境基準の類型指定の該当はありませんが、両河川の流入先である越辺川の環境基準である「B類型」に照らし合わせ分析を行いました。

～評価・課題～

水質汚濁の代表的な指数である生物化学的酸素要求量（BOD）は、測定地点7地点のうち1地点で環境基準を超過していました。また、水中生物の生存に欠かすことのできない水中に溶け込んでいる酸素の量である溶存酸素量（DO）は、1地点で環境基準を超過していました（表3参照）。

今後も、継続的に水質調査を実施するとともに、合併浄化槽の普及促進、各家庭での生活排水対策の実践を啓発するなどの取り組みを進めます。

表3 水質調査結果

	環境基準 (B類型)	飯盛川本流		飯盛川 支流	大谷川本流		大谷川支流	
		池尻池上	栄橋上	越戸橋下	圏央道脇	五味ヶ谷上	大橋公民館前	広田橋下
水素イオン濃度 PH	6.5~8.5	6.7	7.1	7.0	7.0	7.2	6.9	8.0
生物化学的酸素要求 量BOD (mg/L)	3以下	1.2	2.5	29.5	2.6	2.4	2.8	2.4
浮遊物質 量 SS (mg/L)	25以下	4.5	11.5	17.0	7.5	8.7	15.5	3.2
溶存酸素量 DO (mg/L)	5以上	6.6	7.0	3.6	5.8	7.3	7.7	10.6

※表の数値は、年2回（7月・11月）調査の平均値。  
また、網かけ数値は、環境基準値超過。

③土壌汚染

市内の公共施設1地点において、土壌中のダイオキシン類の濃度を測定しました。

～評価・課題～

測定の結果、環境基準を達成しています（表4参照）。  
引き続き、土壌汚染状況について、監視を続けていきます。

表4 ダイオキシン類濃度調査結果

物質名	環境基準	調査結果		
ダイオキシン類	1,000 pg-TEQ/g	調査地点	西公民館	1.6 pg-TEQ/g

※調査日：平成23年1月13日

#### ④騒音、振動

市内主要道路9地点において、自動車交通騒音レベルの調査を実施し、そのうちの2地点で、自動車交通振動レベルの調査を実施しました。

～評価・課題～

自動車交通騒音レベルの測定の結果、環境基準を達成しています（表5-1参照）。  
 また、自動車交通振動レベルの測定の結果については、2地点とも振動規制法で定める要請限度以下でした（表5-2参照）。  
 引き続き、自動車交通騒音・振動レベルの状況について、監視を続けていきます。

表5-1 自動車交通騒音（環境基準）測定結果

道路名	車線数	昼 間 (6:00~22:00)		夜 間 (22:00~翌日6:00)	
		環境基準	測定結果	環境基準	測定結果
関越自動車道（脚折）	6	(70)	63	(65)	58
関越自動車道（南町）	6	(70)	60	(65)	57
県道川越越生線（下新田）	2	(70)	63	(65)	58
県道川越越生線（太田ヶ谷）	2	(70)	62	(65)	57
市道547-2号線（三ツ木）	2	(65)	64	(60)	58
県道川越坂戸毛呂山線（五味ヶ谷）	2	(70)	66	(65)	64
国道407号（三ツ木）	4	(70)	59	(65)	57
国道407号（高倉）	2	(70)	64	(65)	63
首都圏中央連絡自動車道（上広谷）	4	(70)	55	(65)	48

※調査日：平成22年11月24日～25日（24時間）

表5-2 自動車交通振動要請限度の測定結果

道路名	車線数	昼 間 (8:00~19:00)		夜 間 (19:00~翌日8:00)	
		要請限度	測定結果	要請限度	測定結果
市道547-2号線（三ツ木）	2	(65)	45	(60)	36
国道407号（高倉）	2	(65)	47	(60)	47

※調査日：平成22年11月24日～25日（24時間）

## (2) 二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量 <生活環境課>

2005年（平成17年）2月16日に京都議定書が発効され、温室効果ガス排出量の削減について、各国は国際的義務を負うこととなりました（日本は1990年比マイナス6%）。その削減目標に向けて、今後は国民一人ひとりが地球温暖化防止に向けた取り組みを実施することが重要となります。

市では、平成2年度から平成12年度の二酸化炭素排出量を推計するに当たり、統計資料等を参考に、電気、ごみ（廃プラスチック類）、ガス、自動車（市内保有車両）について、二酸化炭素の排出量を算出しました。

平成2年度 推計排出量 目標数値 185,000t/年	平成12年度 推計排出量 278,000t/年	平成18年度 推計排出量 291,920 t/年	平成19年度 推計排出量 298,895 t/年
市民1人1日当たりの排出量 7.5 kg	市民1人1日当たりの排出量 11.4 kg	市民1人1日当たりの排出量 11.4 kg	市民1人1日当たりの排出量 11.7 kg
	平成20年度 推計排出量 323,080 t/年	平成21年度 推計排出量 280,684 t/年	平成22年度 推計排出量 281,827 t/年
	市民1人1日当たりの排出量 12.6 kg	市民1人1日当たりの排出量 11.0 kg	市民1人1日当たりの排出量 11.0 kg

### ～評価・課題～

CO<sub>2</sub>推計排出量の算出に当たっては、①電気使用量、②ガス使用量、③燃やせるごみのうち廃プラスチックの処理量、④自動車保有台数の4項目をもとに算出を行いました。

二酸化炭素排出量の削減に向けては、一人ひとりが身近な生活や事業活動を見直し、省資源や省エネルギー、環境に負荷をかけない生活を心掛け、「できること・やるべきこと」を実践し続けていく事が必要であり、いかに環境意識を高めていくかが課題です。

こうしたことから、環境月間や地球温暖化防止月間などのキャンペーンのほか、広報紙やホームページ、まちづくり市民講座などを通じ、市民のみなさんの意識の高揚、家庭でも簡単にCO<sub>2</sub>の排出量がチェックできる「環境家計簿」の活用を促すなどの取り組みを行っています。

一方、市では「鶴ヶ島市地球にやさしいオフィス率先行動計画」を策定し、市役所庁舎をはじめとし、すべての公共施設において、節電や節水など、各種省エネルギーに取り組んでいます。

平成19年度からスタートした第2期計画は、基準年度（平成17年度）比マイナス4%を目標としており、平成22年度では4.26%、147,697kgの削減という結果になりました。

今後も、CO<sub>2</sub>排出量の大半を占める電気と、第1期計画期間中に増加率の高かったコピー用紙の使用量削減を重点的に取り組みます。

(3) 市民1人1日当たりのごみ(可燃ごみ・不燃ごみ)の排出量 <生活環境課>

この数値は、市民1人が1日当たり排出する可燃ごみと不燃ごみの量をあらわすものです。従来から取り組んできた簡易包装やマイバッグ運動の推進など、ごみの減量化の推進、資源分別回収の更なる周知徹底による資源化・再生化の促進など市民・事業者・市の連携による積極的な取り組みを進め、さらにごみの排出量の削減を図ります。また、生ごみについては、堆肥化とともに土壌化などの有効利用を図り、水分含量の多いものは水切りや乾燥することを徹底し、ごみの減量化を図ります。

市民1人1日当たりのごみ (可燃ごみ・不燃ごみ)の排出量	平成13年度	平成18年度	平成19年度
目標数値：700g	871g	752g	721g
	○内訳 ・可燃 828g ・不燃 43g	○内訳 ・可燃 717g ・不燃 35g	○内訳 ・可燃 689g ・不燃 32g
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	710g	710g	703g
	○内訳 ・可燃 678g ・不燃 32g	○内訳 ・可燃 676g ・不燃 34g	○内訳 ・可燃 666g ・不燃 37g

【資料：埼玉西部環境保全組合ごみ搬入量等の速報値（各年6月末現在）】

◎対象人口の基準日は、

- ・平成18年度までは、10月1日現在
- ・平成19年度からは、年度末現在

～評価・課題～

ごみの減量化に関する市民意識の向上や、ごみの分別収集の徹底が図られたこと、民間リサイクルショップの活用がすすんだことなどにより、ごみの排出量削減が進められてきました。また、平成19年度からの粗大ごみの収集料金や家庭ごみの持ち込み処分手数料の改定、リサイクルガイドブックの発行なども、減少傾向に寄与していると考えられます。

平成22年度においては、市民1人1日当たりのごみ排出量は、前年度と比較すると可燃ごみが10g減少し、不燃ごみが3g増加しました。合計では7gの減少となり、目標値に近づいています。

また、平成22年度におけるごみ減量化啓発の取り組みとしては、

- ・簡易包装やマイバックを活用したレジ袋削減の推進
- ・生ごみの水切りの励行や資源分別回収の周知徹底、などを行いました。

今後は、更なるごみの分別収集の徹底や、ごみの減量化と資源の再利用に向けた5R（リフューズ・リデュース・リユース・リペアー・リサイクル）の実践に取り組むとともに、より一層の普及啓発が必要となっています。

**(4) 市内循環バス年間延利用者数 <総務人権推進課>**

地球温暖化の主な原因である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を抑制するため、自家用車の利用を極力減らし、身近な交通手段である市内循環バスなど公共交通機関の利用を促進します。

市内循環バス 年間延利用者数	平成13年度	平成18年度	平成19年度
目標数値 108,000人	97,575人	101,667人	110,010人
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	122,012人	128,267人	158,688人

～評価・課題～

平成22年度における利用者数は、目標数値クリアしており、ここ数年着実に増加しています。

平成22年2月1日からは、利用ニーズに合った効率的で効果的な公共交通の実現のため、「地域公共交通総合連携計画」に基づいた、バスと乗合タクシーの組合せによる実証運行を開始しました。

今後、更なる利用者の増加を図っていくためには、積極的な周知・広報等の実施や利用意向に合った更なる改善を継続的に行っていくとともに、公共交通の利用促進に向けた意識改善への取り組みも行っていく必要があります。

**基本目標・3 「安心して暮らせるまちをつくる」**

**(1) 国際標準規格の環境管理システム (ISO14001) の認証取得事業所数 <生活環境課>**

安心して暮らせるまちをつくるためには、各種事業所の協力が不可欠で、企業が環境に配慮した取り組みに力を注ぐことが望まれます。

目標値 30事業所 (ISO14001)	平成13年度	平成18年度	平成19年度
	6事業所	15事業所	15事業所
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	15事業所	14事業所	11事業所

～評価・課題～

平成22年度は新たに認証を取得した事業所はなく、取得済み企業のうち3事業所が認証を返上したため11事業所となっています。

これは、近年環境管理システムの費用対効果を検証する事業所も多く、今後はこうした視点を踏まえた取り組みが必要と考えられます。

## 基本目標・4 「人の交流の豊かなまちをつくる」

### (1) 環境ボランティア参加者数 <関係課>

本市では、「きれいなまちづくり運動」、「花とみどりのまちづくり推進事業」、「市民の森整備事業」など、市民・事業者・市が協働でさまざまな環境保全活動を推進しています。今後、多くの人々がこうした活動に参加し、環境に配慮した実践的な活動につなげていく必要があります。

参加者数 22,000人 (市民の3人に1人)	平成14年度	平成18年度	平成19年度
	きれいなまちづくり 運動参加者数 約11,000人	延べ 38,331人	延べ 42,844人
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	延べ 41,717人	延べ 24,810人	延べ 43,731人

(内訳)

- ・きれいなまちづくり運動参加者数(推計) 38,297人
- ・大谷川クリーン大作戦参加者数 147人
- ・種から育てる花づくり活動参加者数 295人
- ・公園サポート事業登録者数 208人
- ・道路・水辺のサポート活動参加者数 4,713人
- ・違反簡易広告物除却作業参加者数 71人

※この他にも、さまざまな環境ボランティア活動が実施されています。

～評価・課題～

#### ○きれいなまちづくり運動

市民・事業者・市の協働により、年2回の一斉清掃活動を実施し、良好な環境の保持に努めました。

今後も地域環境の美化、環境意識の醸成と市民参加の推進から、多くの市民や自治会、団体、事業所等に参加を呼びかけます

#### ○大谷川クリーン大作戦

5月と10月の2回、藤金地区、五味ヶ谷地区、太田ヶ谷地区の市内3か所で行われました。

近年、荒川下流では流下ごみの中でペットボトルの増加が目立ちますが、川の中や周辺からごみを取り除くことで、きれいな水辺復活するとともに下流へのごみの流下を防ぐことができました。

《次ページへ続く》

○種から育てる花づくり活動

市民とともに種から花苗を育て、育てた花苗を若葉駅西口駅前広場を始めとした市内各所に定植するとともに、市民による花づくり活動の基盤づくりを推進しています。今後、徐々に市民主導にシフトし、行政は側面からの支援に切り替えていくことが課題です。

○公園サポート事業

公園サポート団体による、自主・自発的な清掃、除草、花植え活動等によって、公園等の良好な維持管理ができました。今後も、毎年計画的にサポート団体の登録をしていくために、PR等を行い、積極的に推進していきます。

○道路・水辺のサポート事業

平成18年度からスタートした市民ボランティアによる「鶴ヶ島市道路・水辺のサポート」団体等の登録は、平成22年度末現在で9団体、592人となっています。

登録団体は、ボランティア団体、会社、地域グループ、個人等で構成され、平成19年度からは自治会の登録があり、地域ぐるみの活動となっています。

また、平成19年度から新たな活動内容として、道路の植樹柵や残地等を利用して花植え等を行っていただける団体が増えてきました。

今後も引き続き、市民ボランティアの協力を得て、道路・水辺の美化（花植え等）・清掃活動や愛護心の啓発に努め、活動状況などを広報紙、市ホームページにて紹介し、啓発活動に努めていきます。

○違反簡易広告物除却作業

鶴ヶ島市違反簡易広告物除却推進員制度を平成17年度にスタートして、6年が経過しました。開始当初は、違反広告物が道路上の電柱等に目立って貼られていましたが、市民ボランティア（除却推進員）をはじめ市職員（毎週木曜日を除却日と定める）による除却作業により、その数も減少傾向になってきました。しかし、広告物の種類が「はり札」から「はり紙」に移行してきており、はり紙の除却作業においては大変苦慮している状況にあります。

中には電柱に貼られた広告物で高さ3mを超えるものも存在しており、電柱の所有者である東日本電信電話株式会社、東京電力株式会社へ防護シート等の貼付をお願いしています。

今後も電柱の新設、建替時に道路占用許可申請の中で防護シート等の貼付を依頼し、高所箇所貼られる状況を減少させ、除却作業の負担を少なくしていく方針です。